

政

令

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十八号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百五十二 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三十三号）

附則

この政令は、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三十三号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十三号中「の船舶」の下に「船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が五百トン未満から五百トン以上となつたもの（五百トン未満のものに限る。）のうち厚生労働省令で定めるものを含む。」を加える。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 根本 匠

内閣総理大臣 安倍 晋三

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第二号、第二十一条の五の四第三項、第二十一条の五の十二第二項、第二十四条の二第二項第二号及び第二十四条の六第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号及び第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同条第五号中「第二十五条の二第二号及び第二十七条の二第三号」を「第二十五条の二第二号へ及び第二十七条の二第四号」に改め、「通所給付決定保護者をいう。」の下に「第二十五条の六第二号及び」を加え、「又は通所給付決定保護者」を「通所給付決定保護者」に改め、「該当する場合における当該通所給付決定保護者」の下に「又は全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者」を加え、同条第六号とし、同条第四号中「通所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。）をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。」を削り、同号イ(1)中「障害児」の下に「当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。」を加え、同号イ(2)中「最年長者である障害児」の下に「当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。」を加え、同号ロ(2)中「障害児」の下に「当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。」を加え、同条第五号とし、同条第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号イ(1)中「である障害児」の下に「当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。」を加え、同号イ(2)中「最年長者である障害児」の下に「当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。」を加え、同号ロ中「前号」を「第二号」に改め、同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 負担額算定基準者（通所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。）をいう。以下この条及び第二十五条の二において同じ。）のうちに無償化対象通所児童（通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達



第二十五条の六第一号中「第二十四条第一号から第四号まで」を「第二十四条各号」に改め、「者」の下に「(次号に掲げる者を除く。)」を加え、同条第二号中「第二十四条第五号に掲げる者」を「市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者」と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者」に改める。

第二十七条の二第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二号中「次号」の下に「及び第四号」を加え、同条第三号中「をいう。」の下に「第二十七条の五第二号及び」を加え、「又は入所給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、該当する場合における当該入所給付決定保護者」の下に「又は全ての負担額算定基準者が無償化対象入所児童である入所給付決定保護者」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 負担額算定基準者(入所給付決定保護者の児童(これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。))をいう。以下この条において同じ。のうちに無償化対象入所児童(入所給付決定(法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。以下この号及び第二十七条の四において同じ。))に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものをいう。以下この条において同じ。))がいる入所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。)。次のイ又はロに掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該入所給付決定保護者の入所給付決定に係る障害児(当該障害児が無償化対象入所児童である場合を除く。))に係るものに限る。))に百分の十を乗じて得た額(その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

ロ 入所給付決定保護者であつて、当該入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について指定入所支援のあつた月の属する年度(指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの、入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該入所給付決定保護者の入所給付決定に係る障害児(当該障害児が無償化対象入所児童である場合を除く。))に係るものに限る。))に百分の十を乗じて得た額(その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

○内閣府令第九号

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)及び金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年六月五日

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

府 令

第二十七条の四第一項中「(法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。)」を削り、「第二十五条の五第一項第四号」を「同項第四号」に改める。

第二十七条の五第一号中「第二十七条の二第一号又は第二号」を「第二十七条の二各号」に改め、「者」の下に「(次号に掲げる者を除く。)」を加え、同条第二号中「第二十七条の二第三号に掲げる者」を「市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者」と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の六、第二十七条の二及び第二十七条の五の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。))以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援及び同法第二十四条の二第二項に規定する指定入所支援(以下「指定通所支援等」という。))について適用し、施行日前行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

3 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成三十年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第三条の規定による改正後の」を削り、「(児童福祉法施行令)を「同令」に、「第二十四条第五号」を「第二十四条第六号」に、「児童福祉法施行令第二十五条の五第一項第五号に規定する居宅サービス等に係る児童福祉法」を「同令第二十五条の五第一項第五号に規定する居宅サービス等に係る児童福祉法」に改める。

厚生労働大臣 根本 匠  
内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三